1　集落営農数

令和８年２月１日現在の集落営農数は１万3,622となり、前年に比べ330（2.4%）減少した。このうち、法人の集落営農数は5,796であり、前年に比べ56（1.0%）減少した。この結果、集落営農に占める法人の割合は42.5%となり、前年に比べ0.6ポイント上昇した。

全国農業地域別にみると、東北が3,038と最も多く、次いで北陸が2,198、九州が2,141の順となっている。このうち、法人の集落営農数は、北陸が1,312と最も多く、次いで東北が1,110、中国が925の順となっている。

また、集落営農に占める法人の割合をみると、北陸が59.7%と最も高く、次いで中国が47.6%、東海が44.0%の順となっている。

非法人では、東北が1,928と最も多く、次いで九州が1,318、近畿が1,150の順となっている。

図１　集落営農数及び集落営農に占める法人の割合の推移（全国）

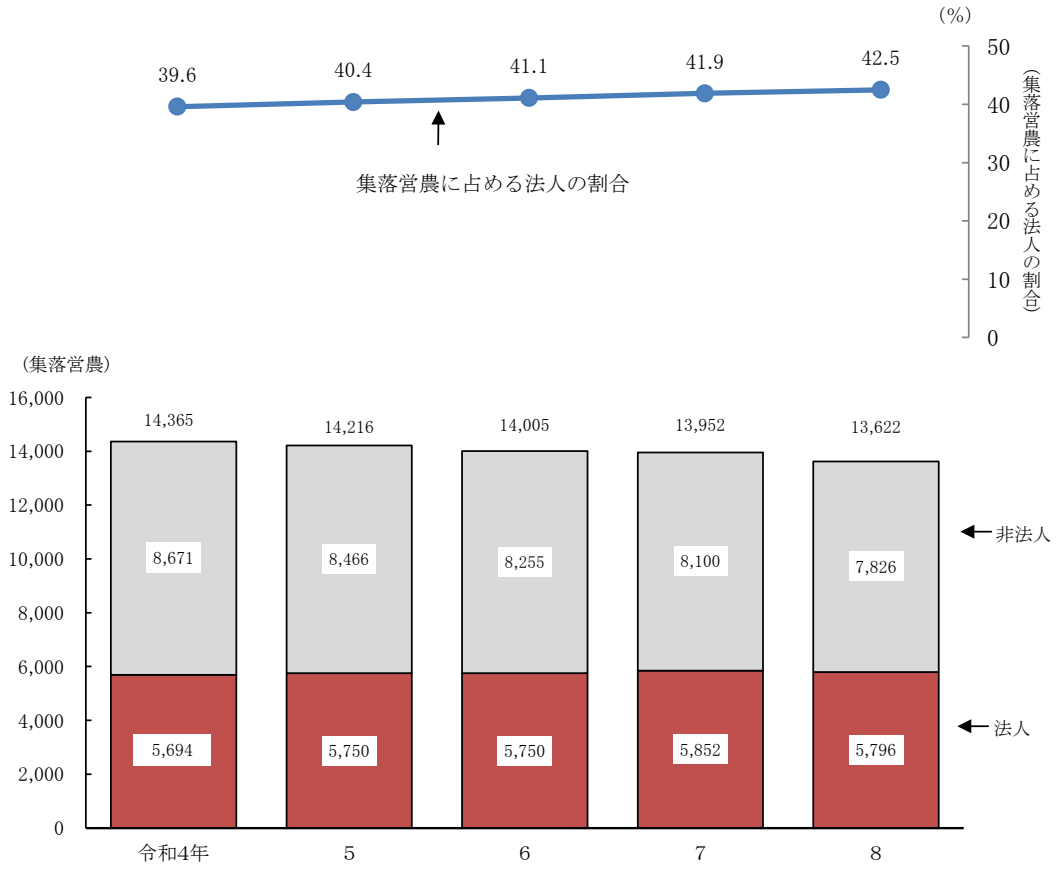

表　組織形態別集落営農数（全国農業地域別）

区分		単位	全国	北海道	東北	北陸	関東・東山	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和７年	計	集落営農	13,952	192	3,151	2,255	1,018	725	1,866	1,995	582	2,161	7
	法人	〃	5,852	39	1,145	1,319	392	322	648	939	224	824	－
	非法人	〃	8,100	153	2,006	936	626	403	1,218	1,056	358	1,337	7
	法人割合	%	41.9	20.3	36.3	58.5	38.5	44.4	34.7	47.1	38.5	38.1	－
８	計	集落営農	13,622	187	3,038	2,198	998	730	1,802	1,942	579	2,141	7
	法人	〃	5,796	39	1,110	1,312	392	321	652	925	222	823	－
	非法人	〃	7,826	148	1,928	886	606	409	1,150	1,017	357	1,318	7
	法人割合	%	42.5	20.9	36.5	59.7	39.3	44.0	36.2	47.6	38.3	38.4	－
対前年差	計	集落営農	△ 330	△ 5	△ 113	△ 57	△ 20	5	△ 64	△ 53	△ 3	△ 20	0
	法人	〃	△ 56	0	△ 35	△ 7	0	△ 1	4	△ 14	△ 2	△ 1	－
	非法人	〃	△ 274	△ 5	△ 78	△ 50	△ 20	6	△ 68	△ 39	△ 1	△ 19	0
	法人割合	ﾎﾟｲﾝﾄ	0.6	0.6	0.2	1.2	0.8	△ 0.4	1.5	0.5	△ 0.2	0.3	－
対前年増減率	計	%	△ 2.4	△ 2.6	△ 3.6	△ 2.5	△ 2.0	0.7	△ 3.4	△ 2.7	△ 0.5	△ 0.9	0.0
	法人	〃	△ 1.0	0.0	△ 3.1	△ 0.5	0.0	△ 0.3	0.6	△ 1.5	△ 0.9	△ 0.1	nc
	非法人	〃	△ 3.4	△ 3.3	△ 3.9	△ 5.3	△ 3.2	1.5	△ 5.6	△ 3.7	△ 0.3	△ 1.4	0.0

注：表中に用いた記号は、次のとおりである。
「 － 」：事実のないもの
「 △ 」：負数又は減少したもの
「 nc 」：計算不能

2　集落営農の構成状況

(1)　集落営農を構成する農業集落数の状況

集落営農を構成する農業集落数別に集落営農数割合をみると、一つの農業集落で構成されている集落営農が72.2%と最も高く、次いで２集落が10.7%、３集落が5.5%の順となっている。

これを法人、非法人別にみると、２集落以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集落営農が非法人の集落営農に比べ高くなっている。

図２　集落営農を構成する農業集落数別にみた集落営農数割合（全国）

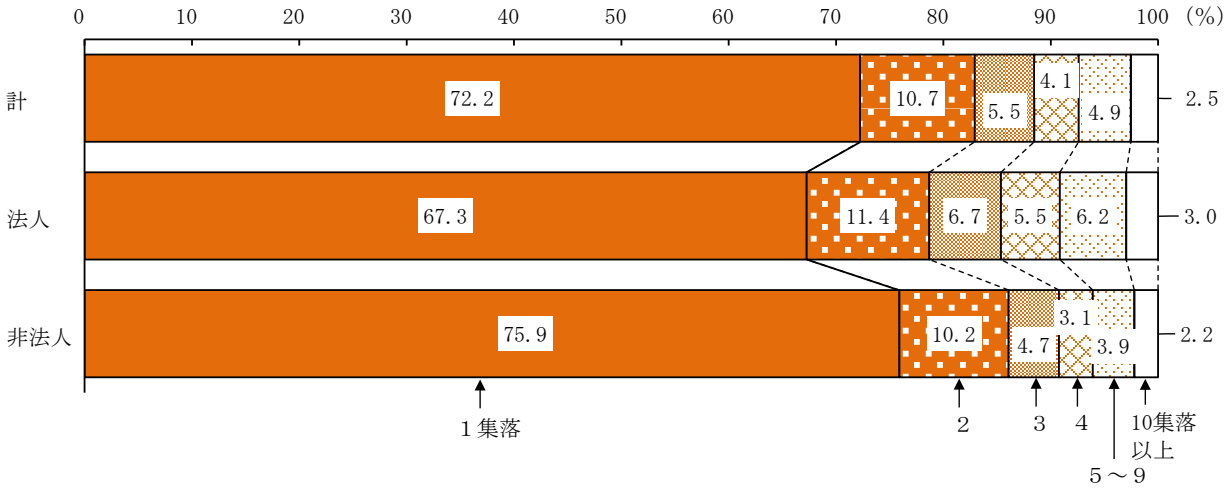

注：割合については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある（以下同じ。）。

(2)　集落営農を構成する農家数の状況

集落営農を構成する農家数別に集落営農数割合をみると、10～19戸で構成されている集落営農が26.5%と最も高く、次いで９戸以下が22.3%、20～29戸が17.8%の順となっている。

これを法人、非法人別にみると、構成農家数30戸以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集落営農が非法人の集落営農に比べ高くなっている。

図３　集落営農を構成する農家数別にみた集落営農数割合（全国）

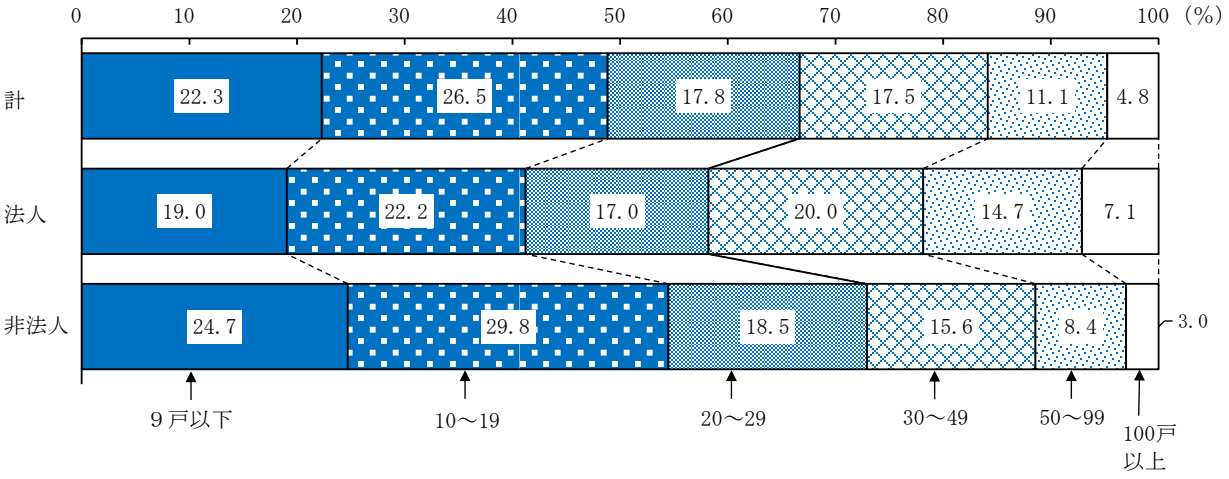

３　集落営農による農地の集積状況

現況集積面積とは、経営耕地面積及び農作業受託面積を合計した面積をいう。
経営耕地面積とは、集落営農が現在経営する耕地であって、自己所有地に借地を加えたものをいい、収穫物の販売名義及び販売収入の処分権を有する特定農作業受託面積を含む。なお、集落営農が関わっている面積全体を把握する必要があるため、農地の利用調整を行っている面積など集落営農が経営する耕地に該当しない面積についても含む。
農作業受託面積とは、集落営農として農作業を受託した実面積をいい、部分作業受託を行った場合も含む。

農地の現況集積面積（経営耕地面積＋農作業受託面積）の規模別に集落営農数割合をみると、10ha未満の集落営農が26.8%（前年に比べ△0.1ポイント）と最も高く、次いで10～20haが22.0%（同△0.1ポイント）となっている。

これを法人、非法人別にみると、20ha以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集落営農が非法人の集落営農に比べ高くなっている。

図４　農地の現況集積面積規模別にみた集落営農数割合（全国）

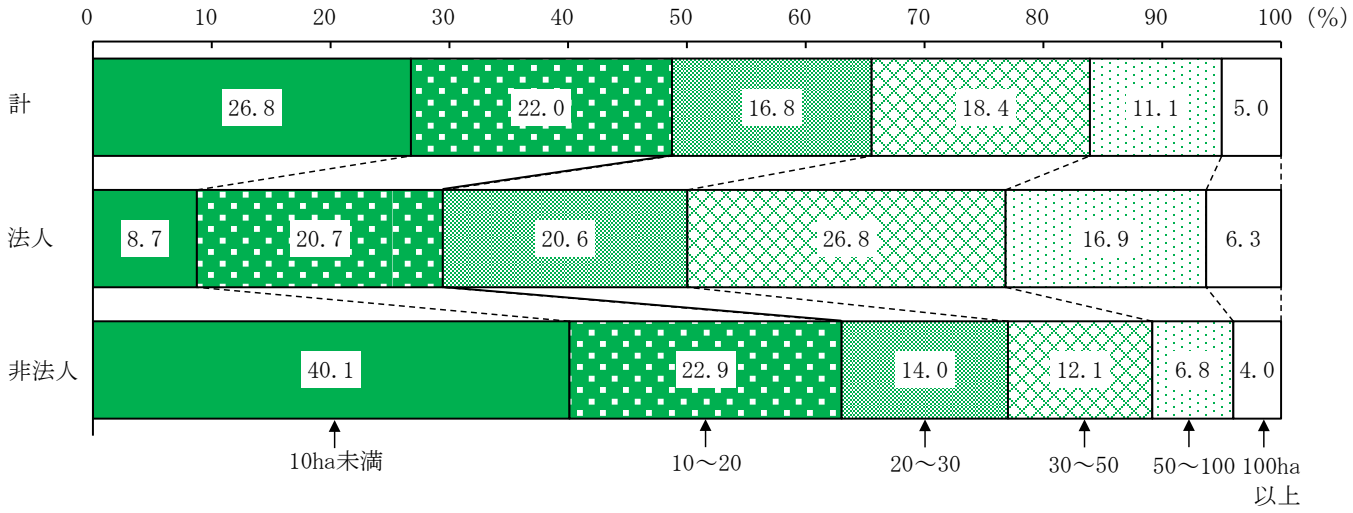

4　集落営農における活動内容（複数回答）

集落営農における具体的な活動内容をみると、「農業用機械を共同所有し、共同利用を行う」集落営農の割合が85.6％と最も高く、次いで「農産物等を生産し、販売を行う」が80.0％、「作付地の団地化等、集落内の土地利用調整を行う」が56.3％の順となっている。

なお、法人では「農産物等を生産し、販売を行う」が98.8％と最も高くなっている。
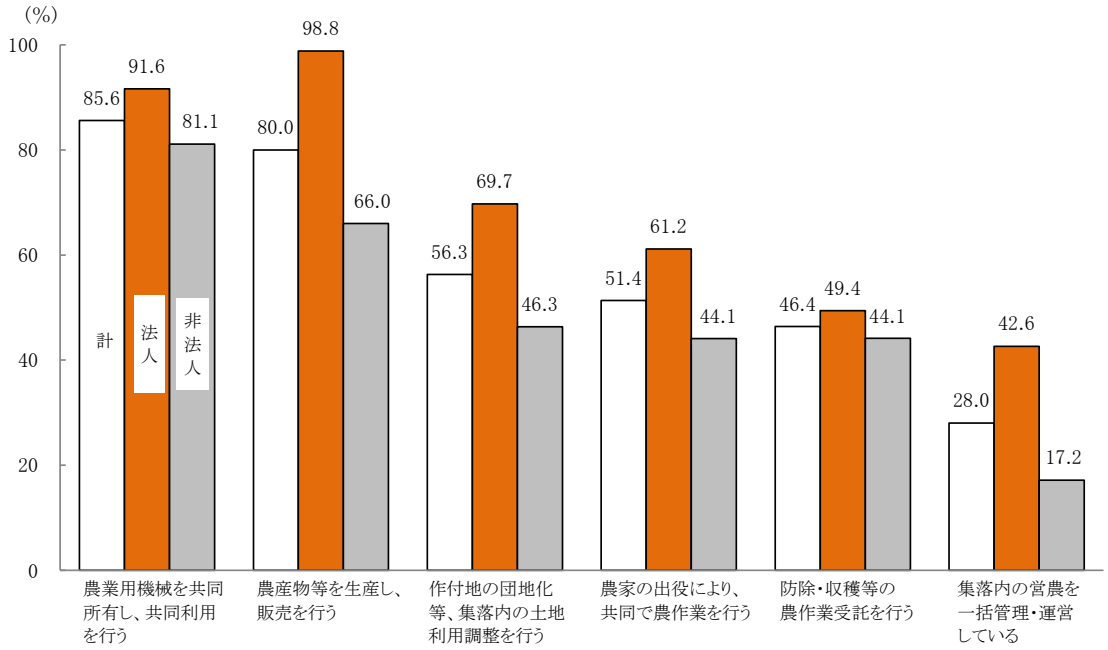
図５　集落営農における活動内容（複数回答）（全国）